

タイトル	日本のイラク戦争支持の問題点(2)
著者	野崎, 久和
引用	季刊北海学園大学経済論集, 57(4): 49-76
発行日	2010-03-25

《論説》

日本のイラク戦争支持の問題点(2)

野 崎 久 和

目 次

はじめに

1. 小泉政権によるイラク戦争支持の経緯

- (1) アフガニスタン戦争支持
- (2) イラク戦争支持
- (3) イラク復興支援

以上、前稿（『北海学園大学経済論集』第56巻、第4号、2009年3月）

はじめに

2. 小泉政権によるイラク戦争支持の背景・要因

—その1：「時代の流れ」

- (1) 湾岸戦争のトラウマ
- (2) 日米安全保障関係の変質と拡大
 - ① 国際平和協力法（PKO 協力法）
 - ② 「安保再定義」

3. 小泉政権によるイラク戦争支持の背景・要因

—その2：小泉首相の「政治的思惑」

- (1) 小泉政権の対米軍事協力
 - ① テロ対策特別措置法
 - ② イラク復興支援特別措置法
 - ③ 「新世紀の日米同盟」
- (2) 小泉首相の政治的思惑
 - ① 対北朝鮮政策
 - ② 対中国政策
 - ③ 小泉「構造改革」

以上、本稿

がイラク戦争を導こうとしたことに対し、国際社会・国際世論では反対意見が多数であった。しかし、小泉政権はブッシュ政権を強力に支持し、イラク戦争を国際社会に売り込むのに積極的に協力した。

事実、小泉政権は、国連査察団が安保理に、イラクにおける大量破壊兵器の「査察継続」を要請し、多くの国が賛同したにも拘らず、ブッシュ政権の「査察打ち切り」主張に声高に賛同した。また、米英西政府が2003年2月に共同で安保理に提出した「対イラク武力行使容認決議案」に関して——当時日本は安保理メンバーではなかったが——安保理での票集めに積極的に協力した。その際、途上国の安保理メンバーには政府開発援助（ODA）をもちらつかせた¹。しかし、この決議案は、賛同する国も少なく、採択の可能性がなくなったことから撤回された。小泉政権の働きかけも、イラク攻撃に反対あるいは慎重であった安保理メンバーの立場を変えることはなかったのである。

小泉政権がそこまでしてイラク戦争を支持した背景には何があったのだろうか。小泉首相は——少なくとも記者会見で——イラク攻撃支持の理由として、イラクの「大量破壊兵

はじめに

前稿では、小泉政権がブッシュ政権のイラク戦争を支持した経緯をみた。ブッシュ政権

¹ 例えば、朝日新聞（2003年3月12日朝刊）は、当時の状況につき「ODA 武器に米を援護 日本、中間派を狙い撃ち」との見出しで記事を掲載している。

器の脅威」を挙げた²。そして、「日米同盟の重要さ」も訴えた。しかし、いずれの理由もこじつけ、あるいは的外れであると思われる。

まず、イラクの大量破壊兵器疑惑に関しては、当時からその根拠には疑問視する見方もあり、査察継続の必要性が幅広く訴えられていた。そして結局、ブッシュ大統領も——ブレア英首相も——後にイラクの大量破壊兵器情報は「誤情報」であったと認めるに至ったのである。

「大量破壊兵器の脅威」がイラク攻撃支持の理由であったとすれば、小泉政権は当時、その脅威に関してどのような情報を得ていたのであろうか。日本政府が独自に、イラクの内密情報に精通していたとは考えにくい。したがって、情報の入手先は、他の多くの国と同じように、国連査察団や米政府などに限られていたのだらう。

国連査察団はイラクで大量破壊兵器を発見できず、その旨をイラクの協力が不十分なことと併せて安保理に報告していた。したがって、「大量破壊兵器あり」と判断した小泉政権は、ブッシュ政権からの情報に完全に依拠していたのであろう。しかし、アメリカでも当時から様々な情報が流れていた。こうした情報を仔細に検討することもなく、小泉政権はブッシュ政権からイラク攻撃にとって「都合のいい情報」しか入手していなかったのではなかろうか。更には、そうした情報を検証することもなく、ただ受け入れたのではなかろうか。

小泉のみならず、その後を継いだ、安倍、福田、麻生、何れの自民政権も、米政府からどのような情報を入手し、なぜ彼らが「大量破壊兵器あり」と判断したかについて、明確にはしなかった。そもそも、明確にできるほどの情報がなかったのかもしれない。

次に、「日米同盟の重要さ」に関しては、殆ど誰も否定できないだろうが、日米同盟の重要さとイラク戦争を支持することとは、後述するように「別問題」である。日米関係が重要であるがゆえに、たとえ大義も正当性もないイラク戦争でも支持するというのは正義に反する行為である。

対米関係の重要性の観点からすれば、例えばカナダの場合、アメリカと約 9 千キロメートルに及ぶ国境を共有し、北米航空宇宙防衛司令部 (NORAD) といった共同防衛組織を設け、経済的にも米国向けが輸出全体の約 8 割 (日本の場合は 3 割以下) を占める。しかし、当時のクレティエン首相は、ブッシュが強く要望したイラク攻撃支持・参戦、更には占領・戦後統治のための部隊派遣を拒否し続けたのである。そして、カナダ国民の圧倒的多数がクレティエンを支持したのである。

小泉政権がブッシュのイラク戦争を積極的に支持したのは、実は、「大量破壊兵器の脅威」や「日米同盟の重要さ」が——少なくとも最大かつ決定的な——要因ではなく、ブッシュ政権がイラク攻撃に向かったのと同じように³、別の背景・要因があったではなかろうか。そうした背景・要因には、①冷戦後に日米安全保障関係が大きく変質・拡大した「時代の流れ」と、②小泉首相がブッシュ大統領に「貸し」を作ることによって、自らの政策遂行に有利な協力・応援を得ようとした「政治的思惑」があったのではなかろうか。

驚くことに、首相就任前の小泉は、自衛隊の海外派遣や国連平和維持活動 (PKO)、それに安保理常任理事国入りにも反対していた。事実、1990 年の湾岸危機の際、当時の自民党海部政権は、海外有事に対する支援のために自衛隊の派遣を可能ならしめる「国連平和

² 2003 年 3 月 18 日の記者会見での発言。詳細は、野崎〔2009〕pp.148-149 を参照されたい。

³ ブッシュ政権がなぜ執拗にイラク攻撃に拘ったのかについては種々議論があるが、例えば、野崎〔2006〕第三章 (pp.38-71) を参照されたい。

協力法案」を国会に提出したが、小泉は反対した。また、1993年にカンボジアPKOに参加していた文民警察官が殺害された際、小泉は当時の宮沢政権で郵政相として閣内にあったが、PKOから撤退すべきと訴えた。

そうした考えを持っていた小泉がなぜ、イラク攻撃を「初期段階」から積極的に支持し、自衛隊のイラク派遣に執拗に固執したのか。そうした問いに対する主たる答えは、イラクの「大量破壊兵器の脅威」や「日米同盟の重要性」ではなく、前述した2つの背景・要因が大きく関連しているのではなかろうか。本稿では、こうした論点を検討する。

2. 小泉政権によるイラク戦争支持の背景・要因—その1:「時代の流れ」

(1) 湾岸戦争のトラウマ

冷戦時代、日本はアメリカを盟主とする西側自由主義圏に属し、日本の安全はアメリカが提供する「核の傘」で守られ、日本が攻撃された場合には米軍が「集団的自衛権」を行使し、日本を防衛するとされていた⁴。そのため、日本は米軍に基地を提供し、駐留を認めていた。ただ、在日米軍は、日本国内のみならず「極東地域における国際の平和及び安全の維持」のためにも出動ができ⁵、そのた

めに在日米軍基地を使用することも認められていたのである。

一方、自衛隊は「専守防衛」が基本で、極東地域で活動する米軍に協力することはないとされていた⁶。少なくとも1960年安保条約改定を推進した岸信介首相は、そのように国会で答弁していた。そして、歴代の自民党政権は、日本は国連憲章が認める「集団的自衛権」を有するものの、それは「憲法第9条が認める必要最小限度の武力行使をこえるため行使できない」とする「憲法解釈」を援用してきた。アメリカの歴代政権も、こうした日本の憲法上の制約を容認していた。

しかし、冷戦の終焉と共に、米政府は対日安保政策を大きく転換、日本が米軍の海外展開にも協力することを期待・要求するようになった。その第1弾は、1990～91年の湾岸危機・湾岸戦争の際に明らかになった。湾岸危機は、イラク軍が1990年8月2日、突如隣国のクウェートに武力侵攻したことから発生した。湾岸危機を契機に、当時のジョージ・H・W・ブッシュ（父）米大統領は、冷戦後の「新世界秩序」演説を行い、イラク軍のような侵略に対しては、「国連の枠組みの下」で、「国際社会が共同で対処」することとし、主要国は「協力」と「負担」を負うとした。

こうした方針の下、ブッシュ父政権は日本にも湾岸危機への共同対処を求め、当時の海部俊樹政権に1990年8月15日、マイケル・

⁴ 1951年に締結され、翌1952年に発効した日米安全保障条約（旧条約）では、アメリカの日本防衛義務は明文化されておらず、それは1960年に締結・発効した新条約で初めて明記された。

⁵ 旧条約では在日米軍は日本の意向に関係なく極東の安全と平和のために戦闘作戦行動をとれたが、新条約の下では、「日本からの戦闘作戦行動」のみならず、「在日米軍配置の重要な変更」、「核持ち込み」に関して、日米両政府が「事前協議」を行うことが付属文書で明記された。しかし、事前協議に関しては、形骸化や密約の存在が長年懸念されてきた。そして、密約問題を検証していた外務省有識者委員会は2010年3月9日、「朝鮮半島

有事」での在日米軍基地使用に関しては事前協議対象外との「狭義の密約」が、また米艦船一時寄港・領海通過に伴う「核持ち込み」にも「広義の密約」があったと岡田外相に報告した。そして、春原（〔2007〕p.106）によれば、「安保改定以来、40年以上にわたって日米政府間で『事前協議』が行われたことは一度もない」のである。

⁶ 1960年の安保改定により、日本の防衛義務は「在日米軍及びその施設への攻撃があった場合」にも拡大されたが、極東をはじめ日本の領域を越えることはなかった。

アマコスト駐日大使を通じて、「(1)多国籍軍への財政支援、(2)湾岸諸国に対する経済援助、(3)在日米軍経費の負担増大、(4)多国籍軍支援の人的貢献、の四点を要請した」(信田〔2006〕p.25)。多国籍軍支援への人的貢献としては、「兵員・物資輸送の後方支援という兵站部門の協力や、医療ボランティア、クウェートからの難民受入協力、湾岸地域への掃海艇派遣など、米側が実行可能だと考えた対応を提示」(信田〔2007〕p.114)した。

米政府の要請に対し、多国籍軍への人的貢献(及び資金支援)は「集団的自衛権の行使」に相当し、「憲法解釈」に反する恐れもあり、「ハト派」を自認する海部首相はその扱いに苦慮した。しかし、アメリカからの期待・圧力が強かったこともあり、海部は8月29日夜、日本の「貢献策」として、多国籍軍に対する、①資金提供、②非軍事物資の輸送協力(民間航空機・船舶のチャーターによる)、③防暑対策の資機材提供、④医療協力団の派遣を、そして中東関係国に対し、①経済援助の提供、②ヨルダンの難民支援のための1000万ドルの援助、を発表した。海部はまた、海外有事に際し日本が迅速に支援を行えるように、自衛隊の海外派遣を可能にする「国連平和協力法」(詳細後述)の制定に取り組む意向を表明した。

しかし、当日の発表では、多国籍軍への資金提供の額は明示されず、湾岸諸国への経済協力や輸送協力の具体策も先送りされた。協力要請から2週間もかかった回答が期待を大きく下回ったものであったことから、アメリカでは不満の声が上がった。そして、ブッシュ大統領自身29日夜(日本時間)、海部首相との電話会談で不満を伝え、早急に具体策を講じるように圧力をかけた。これに慌てた海部は急遽翌30日早朝、関係閣僚と協議し、多国籍軍支援として10億ドルの資金協力を決定、この決定内容をすぐさまブッシュに電話で伝えた。前夜の電話会談から、わずか

12時間余りしかたっていないことからしても海部の狼狽ぶりが窺える。

ブッシュは海部の決定を一応評価したものの、支援金額には満足していなかった。アメリカに次ぐ経済大国で、対米を中心に巨額の貿易黒字を抱える国として、日本には多額の資金協力を期待していたのである。そして、ブッシュは、ニコラス・ブレディ財務長官を日本に派遣、同長官は9月7日、大幅な追加支援を要請した。

海部は当初、この要求を受け入れなかった。これに対し、米政府・議会で対日批判が高まった。そして、米下院では、日本が追加の資金協力を拒否するなら「在日米軍の駐留経費を全額負担するよう要求する決議案」が提出され、同決議案は本会議で370対53の圧倒的多数で可決された。日米貿易摩擦が深刻化する中、こうした動きが出てきたことに慌てた海部は9月14日、多国籍軍への財政支援10億ドルと、紛争周辺国であるエジプト、トルコ、ヨルダンへの20億ドルの経済支援、合計30億ドルの財政支援を決めた。

その後、湾岸戦争開戦3日後の1991年1月20日には、ブレディ財務長官が訪米中の橋本龍太郎蔵相に更なる「大幅な」追加支援を要求した。今回、海部は早くも1月24日に90億ドルにも上る追加支援を決定、国民にも負担を要請した。

結局、日本の財政支援は130億ドルにも上った。これは、湾岸戦争の戦費合計610億ドルの2割以上に相当する巨額である。日本の支援額は、それぞれ160億ドルを拠出した被侵略国のクウェートと、イラクの侵攻を恐れたサウジアラビアに次ぐ規模で、ドイツ(70億ドル)や、アメリカの実際の負担額(約70億ドル)の約2倍にも達する。しかし、こうした巨額にも拘わらず、日本の財政支援は米政府・議会・国民などからは評価されなかった。それどころか、日本の支援は“too little, too late (少なすぎて、遅すぎる)”と

酷評された。また、日米貿易交渉の時のように、アメリカが圧力を加えれば日本は要求をのむ、といった悪いイメージが広がった。

一方、多国籍軍への貢献に関して、輸送協力は、民間船舶・航空機とも組合等の反対があったり、輸送に関して種々の条件を付けたことなどから、結局は米政府が期待したものとはかけ離れた内容となった。また、医療団の派遣も、目処としていた 100 人を実際には大幅に下回った。

米政府としては、総兵力約 100 万人のイラク軍との全面対決に備え、またイラク軍のサウジアラビアへの侵攻を食い止めるためにも、一日も早く多数の米兵と大量の軍需物資を湾岸地域に輸送することが緊急課題となっていた。そのため、海運王国の日本に期待するところが大きかったのだが、そうした期待は裏切られる形となった。

また、自衛隊の海外派遣を含めた「国連平和協力法案」も、10 月 14 日には国会に提出されたものの、最大野党の社会党のみならず与党自民党内の左派やハト派議員などからの反対に直面し（小泉は右派だが反対した）⁷、国会が紛糾したため、早くも 11 月初めには廃案に追い込まれた。湾岸危機では、イラク

が言語道断にもクウェートに駐在していた日本人等も人質に取ったこともあり、人質救出の意味合いからも自衛隊の海外派遣を容認する声が一部にはあった。しかし、この時点では、「憲法第 9 条の制約のために集団的自衛権は行使できない」とする従来の憲法解釈が勝った。

アメリカでは、こうした日本の対応に、日本は国際問題に対し「人的貢献」を果たさず、資金提供だけを行う「小切手外交」だとの批判が高まった。その小切手外交も、最初は渋り、圧力がかかれば渋々出すなど、「蹴飛ばせば金が出てくる自動現金支払機だ」と揶揄する声も聞かれた。また、クウェート政府が湾岸戦争終結（2 月 28 日）後の 3 月 11 日、同国解放を支援してくれた国に謝意を表すために、米紙に支援国の名と国旗を記した広告を掲載したが、その中に日本がなかったのである。

こうしたことから、日本人の間でも、「何のための支援だったのか」といった不満の声が上がった。日本は、1968 年に当時の西ドイツを抜いて、アメリカに次ぐ世界第 2 位の国内総生産（GDP）を誇る経済大国となった。1960 年代末以降には輸出が急増し、アメリカや西欧諸国などとの間で貿易問題や貿易摩擦を抱えるようにもなった。そうした結果、日本の「国際貢献」の必要性が内外で論じられ始めた。

ただ、日本は、憲法第 9 条の制約から軍事的貢献はできず、その分も含めて経済援助という形での役割を拡大するとしたのである。事実、日本の経済援助は 1980 年代以降急増し、ODA の純支出額は 1989 年にアメリカを抜いて世界第 1 位となった（それ以降 1990 年を除き 2000 年まで世界第 1 位の地位を保った）⁸。そして、湾岸危機・湾岸戦争で

⁷ 海部は、戦後最大の疑獄事件と言われた「リクルート事件」で竹下登首相が辞職、その後首相となった宇野宗佑が女性スキャンダルがために就任 2 か月で辞任、その後を受けて首相となった。海部は、自民党最小派閥から選ばれ、しかも派閥の領袖でもなく、主要閣僚の経験もない、実力に欠ける首相であった。そうしたこともあり、海部は剛腕の小沢幹事長に振り回されたと言われている。小沢は、国連決議に基づく多国籍軍のような「国際的安全保障」への支援は、「集団的自衛権」の行使ではなく、憲法には違反しないと主張した。こうした小沢の影響もあって、元々は消極的であった海部も、自衛隊の海外派遣に乗り出した。しかし、後藤田正晴元官房長官などのハト派は、自衛隊の海外派遣は憲法に抵触し、日本の軍事化への道につながると批判した。当時ではまだ、後藤田のような意見が多数を占めていたのである。

⁸ しかし、その後日本の ODA の順位は下がり続け、2007 年時点では世界第 5 位に甘んじている。

も、前述したように巨額の資金協力を行ったのである。

こうした状況のもと、日本には「湾岸戦争のトラウマ」といった現象が広がった。それは、日本は経済大国として、その地位に相応しい「国際貢献」を果たす必要があるが、国際貢献には資金協力だけではなく、「目に見える人的貢献が必須だ」といった考えである。こうした考えは、与党自民党（特に保守・右派）や、政府内でも特に対米関係を重視する外務省の間で強かった。

そして「目に見える人的貢献が必須だ」との声は、海部政権が湾岸戦争終結後の 4 月 24 日にペルシャ湾での機雷除去のために海上自衛隊掃海艇の派遣を決定し、海自が機雷除去に成功、これが米政府等に高く評価されたことから強まった⁹。それ以降、政府自民党や外務省は事ある毎に、湾岸戦争のトラウマを利用して、日本の「人的貢献」の必要性を訴え、後述するように、1991 年の国際平和協力法（PKO 協力法）を皮切りに、自衛隊海外派遣等の「人的貢献」を可能にする種々の法整備を行ってきたのである。

しかし、そうした日本の人的貢献策は、日本自らのグランド・デザインを基に、「国民的論議」を経た上で、拡大されてきたというものではない。それは、主に、アメリカからの強い要請もあり、「アメリカの対外戦略・軍事活動に協力する」といったことが最大の目的となり拡大されてきた。そして、そうした協力を——憲法第 9 条の「改定」や憲法解釈の変更を伴うことなく——可能ならしめる

ために、政府自民党は次から次へと新たな法整備を行った。そうした結果、日米安全保障関係は大きく変質・拡大していったのである。

小泉政権による積極的なイラク攻撃支持・自衛隊派遣は、こうした日米安保関係の変質・拡大の延長線上に位置づけられると考えられる。そして、小泉が、歴代の自民党政権には見られなかった方針やスピードで、テロ対策特別措置法やイラク復興支援特別措置法を成立させ自衛隊を派遣した背景には、まず湾岸危機・湾岸戦争時における日本の対応が、“too little, too late” と酷評されたことがひとつの要因としてあったのだろう。

ちなみに、9.11 米同時多発テロの際に駐米大使であった柳井俊二は、テロ直後の 2001 年 9 月 14 日にアーミテージ国務副長官に電話を入れ、翌 15 日に面談しているが、その背景には、彼には「日本も何かしなきゃならないだろう」（五百旗頭・伊藤・薬師寺〔2007〕p.190）との強い考えがあり、その考えの根底に湾岸戦争の時の苦い経験があったことを次のように述べている。

アーミテージ氏に会ったとき私は「湾岸戦争のとき日本の対応はつまずきが多くて、結局 130 億ドルも支出したにもかかわらず『トゥー・リトル トゥー・レイト』と批判されるなどひどい目にあった。今回はグローバルな問題だから、私見だけれども日本としても目に見える貢献をすべきと思う」と話しました。すると、アーミテージ氏は「日本がそうしてくれれば、アメリカも世界も非常に高く評価するだろう」と言って、いろいろ意見交換をしたわけです（同上）。

こうした柳井の「湾岸戦争のトラウマ」は政府自民党や外務省等々で広く共有され、そしてそうしたトラウマが、小泉政権によるスピーディかつアメリカを喜ばせるような矢継

⁹ 海上自衛隊掃海艇は、「停戦後における公海上の通常業務」のため憲法に抵触しないとされた。また、派遣目的が「わが国船舶の航行の安全を確保するため」と銘打たれた。そのためか、国民の間での反発・抵抗は余り大きくはなかった。海上自衛隊は 6 月 5 日から 9 月 11 日までの 99 日間、多国籍軍派遣部隊と共同で掃海活動を行い、米政府は高く評価した。

ぎ早の対米軍事協力実施のひとつの要因になったと考えられる。

(2) 日米安全保障関係の変質と拡大

冷戦後初の本格的な国際紛争である湾岸危機を契機に、アメリカは日本にも「新世界秩序」に基づく「協力」と「負担」を要請した。しかし、その際の日本の協力・負担は、前述したようにアメリカの期待を大きく下回るものとなった。

その後、日本政府はアメリカの期待に添えるように努めた。それは、まず自衛隊の国連平和維持活動（PKO）への参加を可能にし、次に自衛隊による対米軍協力を日本領域内のみならず「周辺地域」でも行うという枠組みを構築する形で実現した。そして、そうした延長線上に、小泉政権によるアフガニスタン戦争やイラク戦争への支持・支援があり、自衛隊を日本から遠く離れた「周辺地域」とは考えられないようなインド洋やイラクにも派遣し、対米軍事協力をを行うといったことが実施されたのである。

ただ、繰り返すが、こうした日本の対米軍事協力の方針・方策は、熟慮されたグランド・デザインの下、国民的な議論を積み重ね、国民のコンセンサスを得た上で展開されてきたものではない。それは、憲法論議も避けた形で、いわば、なし崩し的に実行されてきたものである。日米安保関係の変質・拡大は時系列的に見て、特に、①自衛隊の国連 PKO 派遣、②「安保再定義」、③「新世紀の日米同盟」、が重要な節目になっている。ここでは、前 2 者の経緯を見る。そして、最後の「新世紀の日米同盟」は小泉政権の産物であり、これは次章で述べる。

① 国際平和協力法（PKO 協力法）

前述した国連平和協力法案に賛いた海部政権も、海上自衛隊掃海艇ペルシャ湾派遣の成功もあって、自衛隊の国連平和維持活動

（PKO）への参加を可能ならしめるべく、「国際平和協力法案」（正式名称は「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」、通称 PKO 協力法）を 1991 年 9 月に国会に提出した。

国会では、最大野党の社会党と共産党が猛反対した。また、法案自体、見切り発車の面もあり、指揮権への対応や派遣自衛隊の武器使用基準など細部が詰め切られておらず、国会審議は度々中断した。しかし、海部政権を継いだ宮沢政権が、後述するような妥協、法案修正を行い、同法は翌 1992 年 6 月 15 日に自民・公明・民社 3 党の賛成多数で可決・成立した。この時、野党は「牛歩戦術」で法案成立阻止に動いたが、結局、数の力には対抗できなかった。

PKO 協力法の成立により、自衛隊の PKO 参加が初めて可能になった¹⁰。しかし、PKO 参加の中身に関しては、国会での審議の結果、政府自民党が当初想定していたものに対し、2 つの大きな制約が課せられた。

1 つは、PKO 活動の内、平和維持軍（Peace Keeping Force：PKF）の本体業務は凍結され（「PKF の凍結」）、自衛隊の業務は PKF 本隊に対する「後方支援」に限定されたことである。

いま 1 つは、自衛隊の PKO 参加に「5 つの条件」が課せられたことである。それらは、①紛争当事者による停戦合意の成立、②自衛隊参加に対する紛争当事者と受け入れ国の同意、③ PKO の中立的な立場の厳守、④前記原則のいずれかが満たされない場合の業務の中断・撤回、⑤要員の生命等の保護のために必要最低限の武器使用、である。

また、PKO 協力法では自衛隊の海外派遣

¹⁰ 同法に基づく活動は、①国連平和維持活動と、②人道的な国際救援活動、に分類されている。そして、1998 年の改正で、選挙監視活動も含まれた。

は国連指揮下に限定され、多国籍軍の指揮下でも可能とした「国連平和協力法案」に比べ厳格化された。この背景には、「国連中心主義」は日本外交 3 原則の 1 つであり、国連にまつわる活動であれば国民に受け容れられ易いといった事情があったのだろう¹¹。

しかし、こうした制約も、詳細は後述するが、2001 年の法改正で「PKF の凍結」が解除され、武器使用基準も緩和された。また、2003 年のイラク特措法では、停戦合意のない場合でも、しかも受け入れ国に正統な政府が存在しない場合でも、イラクを占領統治していた米軍中心の連合軍暫定当局 (CPA) の同意があれば自衛隊派遣は可能とされるなど、なし崩し的に緩和されていった。更に、イラク派遣自衛隊に関して、2004 年 6 月に CPA からイラクに主権が移譲されたことに伴い多国籍軍が編成され、自衛隊は PKO 協力法の規定に反して、事実上多国籍軍の指揮下に入った¹²。

PKO 協力法成立後、日本は 1990 年代に、「国連平和維持活動」をカンボジア (1992～93 年)、モザンビーク (1993～95 年)、ゴラン高原 (1996 年以降継続) 等で、「難民救援活動」をルワンダ (1994 年)、東ティモール

(1999～2000 年) で、そして「国際緊急援助活動」をホンジュラス (1998 年)、トルコ (1999 年) 等で実施し、自衛隊も多く活動に参加した。

これらの活動の内、日本人が犠牲になったのは、1 年間で約 1200 人を派遣したカンボジア PKO (文民警察官 1 名、ボランティア 1 名) にとどまり、自衛隊員の犠牲者は出なかった。その一方で、カンボジアなどでは、民主的な選挙に基づいて政府が再建されるなどの成果が上がった。こうした経緯もあって、日本人の間で自衛隊による PKO 活動を容認する意見も増加し、その支持率が初めて 50% を上回るような世論調査の結果も出始めた。PKO が「国連の活動」であり、その活動を通じて日本が国際問題に対して「人的貢献」を果たせるとの認識が、国民の間に広がっていったのである。

② 「安保再定義」

従来からの経済協力に加え、自衛隊の PKO 派遣などの人的貢献を通じて、国際的地位に相応しい「国際貢献」を果たしつつあると判断していた日本政府に対し、米政府は新たな役割を期待し始めた。

その第 1 弾は、北朝鮮が 1993 年 3 月 12 日、核不拡散条約 (NPT) からの脱退を宣言し、朝鮮半島危機が起こったことからもたらされた。NPT 脱退宣言に続き、北朝鮮は 5 月 29 日、日本海に向けて中距離弾道ミサイルのノドン 1 号を発射するなど、看過し難い行動に出始めた。

朝鮮半島危機に対し、ビル・クリントン米政権は北朝鮮が切望していた 2 国間交渉に応じた。交渉の結果、北朝鮮は米朝対話の継続などを条件に NPT 脱退を保留することに合意した。しかし、北朝鮮はその後も国際原子力機関 (IAEA) の査察に非協力的な態度をとり続けた。この結果、IAEA は 1994 年 6 月、国連安保理に北朝鮮への制裁を求め、ク

¹¹ 1960 年の安保条約改定を行った岸内閣は「外交 3 原則」として、①国連中心、②自由主義圏との協調、③アジアの一員としての立場の堅持、を掲げた。この外交 3 原則は、その後の自民党政権でも踏襲された。しかし、3 つの原則が必ずしも対等に扱われた訳ではない。3 つの原則の間で矛盾が生じるような場合、歴代の自民党政権は「自由主義圏との協調」、より端的に言えば「アメリカとの協調」を最大の優先事項として取り扱った。一方、国民は総じて、「国連中心」に重きを置いた。したがって、歴代の自民党政権は、対米協調路線を推進していく上で、国民の受けが良い「国連中心」と銘打つことが多かった。

¹² ただ、小泉政権は多国籍軍司令部を「統合された司令部」といった奇妙な言葉で言いくめ、自衛隊はその司令部とは連絡・調整は行いが、指揮下には入らない、とこじつけた。

リントン政権も同意した。北朝鮮は、制裁が「戦争を招く」と宣言し、情勢が一挙に緊迫化した。

こうした事態の悪化に対し、クリントン政権は周辺国に対北朝鮮制裁の準備を要請した。そして、朝鮮半島周辺への米軍増派や米韓合同軍事演習を計画し始めた。日本政府に対しても、特に在日朝鮮人・団体による「北朝鮮への送金停止」や、海上封鎖に伴う「掃海艇の派遣」を強く要望した。しかし、日本政府は検討の結果、送金停止は事実上困難であり、掃海艇派遣は「集団的自衛権の行使」に相当するためできないとした。

朝鮮半島危機は、制裁直前の1994年6月16日、ジミー・カーター元米大統領が急遽訪朝し、金日成主席と直接交渉した結果、米朝協議の継続と北朝鮮の核開発の一時凍結が合意され、危機はひとまず回避された。この結果、日本は北朝鮮への送金停止も掃海艇派遣も行う必要がなくなり、政府には安堵感が広がった。しかし、アメリカでは日本の非協力的な態度に批判が広がり、とりわけ議会では一部に「日米同盟不要論」の声も高まった。

一方、当時の日本は、1993年8月の総選挙で自民党が大敗、1955年以来続いていた自民党政権から、細川護熙率いる「非自民7政党1会派連立」政権に変わっていた。細川首相は翌1994年2月、冷戦後の日本の防衛政策を見直すべく、直属の諮問会議「防衛問題懇談会」（座長、樋口広太郎アサヒビール会長）を設立した。懇談会は半年後の8月2日、報告書（樋口レポート）を、細川を継いだ村山富市首相に提出した。樋口レポートは「多角的安全保障」といった、従来にない概念を持ち出した。アメリカの知日家や国防関係者の中には、多角的安全保障が日米同盟・日米安保を軽視する内容だと懸念する者も現れた。

当時、日米間では折しもタイミングが悪く、経済関係も非常にこじれていた。アメリカの

景気が停滞する中、乗用車を中心に日本からの輸入が急増し、アメリカの対日貿易赤字が急拡大、工場閉鎖や失業者も増加していた。

こうした事態に、クリントン政権は、日本がアメリカからの輸入を増やし、更に経常収支黒字を「数値目標」を設定して削減するよう強硬に迫った。クリントンは、日本の対米貿易黒字が冷戦後のアメリカにとって「安全保障上の脅威」とまで言い切った。しかし、日本政府は、米政府の要求は自由貿易に反する「管理貿易」であるとして拒否し、両国間の関係が悪化していた。

こうした状況下、アメリカでは日米同盟関係を見直す動きが現れた。その顕著な例が、1995年2月に発表された「東アジア戦略報告」である。この報告書は、ジョゼフ・ナイ国防次官補が中心になってまとめたもので、通称「ナイ・レポート」と呼ばれた。ナイ・レポートは、冷戦後アメリカが世界で直面する紛争が起こる可能性が高い地域として、朝鮮半島とペルシャ湾岸地域を挙げた。そして、朝鮮半島をはじめとする東アジアの有事に備えるために、アメリカは駐留米軍を削減する欧州とは異なり、東アジアでは「約10万人の態勢」を維持する、その一方で日本も「応分の役割」を果たすべきであり、そして果たすことができるように日米間の安全保障関係を「再定義」する必要があると力説した。

当時、日本では自民・社会・さきがけの連立内閣で、首相は社会党の村山富市であった。その村山も首相就任直後の1994年7月には衆議院で、社会党の従来の主張を180度転換し、「自衛隊合憲」、「日米安保必要」を明言していた。そして、村山政権は日本の防衛のあり方を再検討し、その結果を1995年11月に「新防衛大綱」として発表した¹³。新防衛

¹³ 新防衛大綱発表直前の1995年9月、日米関係に衝撃を与える大事件が発生した。沖縄駐留米兵による少女誘拐暴行事件である。この事件に関連

大綱では、日米安保の運用を初めて、従来の「日本有事」のみならず、日本の「周辺有事」にも適用することが示された。そうした意味合いで、新防衛大綱はナイ・レポートに呼応するようなものである。

「日本周辺有事」に備えた日米協力を含む「安保再定義」は、1996年4月17日の橋本首相とクリントン大統領との首脳会談で発表された「日米安全保障共同宣言——21世紀に向けての同盟」で結実した。同宣言は、冷戦後、東アジアの安定を図るために日米同盟関係を一層強化することを謳い、その具体的な方策として、1978年に制定された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を見直し、日本の周辺事態にも対応する「新ガイドライン」を制定する作業に着手することが合意された。そして、新ガイドラインは翌1997年9月23日に合意された。

日本の対米軍協力は、1978年のガイドラインでは日米安保条約第5条に規定されている「日本国の施政の下にある領域」における武力攻撃（いわゆる「5条事態」）に限られ

ていたが、新ガイドラインでは同第6条の「極東における国際の平和及び安全」（「6条事態」）に、更に「周辺事態」に拡大・変換されたのである。

周辺事態では、「後方地域支援」、「自衛隊と米軍の運用協力」などを含め40の協力項目が盛り込まれた。「後方地域支援」は、憲法第9条に抵触する可能性を避けるために編み出された「奇妙な」概念である。すなわち、「周辺事態」に展開する米軍に、自衛隊が後方支援を行うことは「武力行使の一体化」となり「集団的自衛権」の行使に相当する。しかし、戦場とはなっていない「後方地域」で、自衛隊が米軍を支援することは「武力行使の一体化」には当たらず、したがって憲法に抵触することもない、との解釈である。しかし、実態的には、「周辺事態」に展開する米軍に対して、自衛隊が「軍事協力」を行うものであり、それは集団的自衛権の行使に関わると言えよう。

新ガイドラインでは、「周辺」の定義も問題になった。中国は、周辺が台湾海峡を含む可能性が高いとして猛反発した（中国にとっては、台湾は最終目標として統一されるべき地方であり、台湾有事は内政問題であるとする。一方、アメリカは中国による台湾への武力介入に対しては対抗するとしている。）これに対し、日本政府の対応は歯切れが悪かった。しかし、最終的には周辺が「地理的な概念」ではなく「事態の性質に着目した概念」であり、台湾に関しては「中国人同士の問題として平和解決を目指している」と釈明することで、一応中国側から理解を得た。

新ガイドラインの合意後、橋本政権は1998年4月28日に関連法案を国会に提出した¹⁴。しかし、周辺に関して論議が混乱をき

して、沖縄県民は、沖縄の「重すぎる負担」（面積でみて日本国土の0.6%に過ぎない沖縄に在日米軍基地の75%が集中）を改めて問題にした。更には、米兵による犯罪が多発（沖縄返還後も4500件以上が発生）しているにも拘らず、「日米地位協定」によって日本に司法権がなく、犯罪者の米兵を逮捕できないことに、怒りを爆発させた。そして、10月21日には「沖縄の現状に抗議する県民総決起集会」が開催され、8万5千人もの人が集まり、沖縄問題が大きくクローズアップされた。こうした状況下、日米両政府は、日米安保再定義を実現するために、沖縄の「負担軽減」を図った。そして、村山を継いだ自民党の橋本首相は1996年2月の日米首脳会談で、宜野湾市の中心地にある普天間基地の返還を要請、クリントン大統領は翌1997年4月15日、普天間基地の返還に同意した。ただ、その条件として、①在日米軍の機能を低下させることなく普天間基地の飛行場を別の場所に移転すること、②その費用を日本側が負担すること、③極東有事の際に民間空港を一部使用できる態勢にすること、を付した。

¹⁴ 関連法案は、「周辺事態法案」、「自衛隊法改正法案」、「日米物品役務相互協力協定（ACSA）改正法案」の3法案。元々は有事法制も予定されて

たした。また、7月に参院選を控えていたこともあり、法案の審議入りは見送られた。参院選では自民党が敗北し、橋本首相が辞任、小渕恵三が後継となった。小渕首相は翌1999年1月19日に関連法案を国会に提出、法案は自民・自由・公明3党の賛成多数により1999年5月24日に可決・成立した。

周辺事態を巡って揉めごとが続いていたものの、関連法案が成立に漕ぎつけられた背景には、周辺事態に対する国民世論が大きく変化したことがある。世論の変化をもたらした主たる要因は、①1998年8月31日に北朝鮮が日本列島越しに長距離ミサイルのテポドン の発射実験を行ったこと、②翌1999年3月23日に北朝鮮の不審船が能登半島沖に出没、海上自衛隊が史上初となる海上警備行動に出たものの取り逃がしたこと、などから「北朝鮮の脅威」と「日本の対応能力に対する不安感」が広がったことである。

ガイドライン関連法の中で最も重要なものは、「周辺事態法（「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関連する法律」）」である。同法は、「周辺事態」に際して活動する米軍に「後方地域支援」として物品や役務の提供などの協力を行うことを可能にする法律である。その協力を行う主体は、自衛隊のみならず、政府機関、地方公共団体、民間と広範囲に及ぶ。すなわち、挙国一致して米軍支援を行う枠組みが構築されたのである。

「ナイ・レポート」から、「日米安全保障共同宣言——21世紀に向けての同盟」、「新ガイドライン」、そして「周辺事態法」へと、日本の対米安保協力は一直線で進展・拡大した訳だが、こうした展開に関し、マコーマッ

ク（〔2008〕p.96）は「日本はこの間、一貫して受動的だった」と指摘している。受動的だったためか、日本政府は日米安保関係の変質・拡大に関し、国民に十分な説明をしなかった。

そして、「（新ガイドラインの）日米協定によって軍事同盟は大きく変容したが、スケールが大きすぎてか、おおよけにはその内容が綿密には吟味されず、たいした議論もなく決まってしまった」（同書pp.96-97）。そうしたことからして当時は、1960年の安保条約改定時に比べ、政治家、学者、識者、マスコミ、労働組合、国民などすべてのセクターで、日米安保関係に対する意識・関心が低かった様子が窺える。そして、日本の行く末を左右する安保政策の「大変更」がいつも安易に実施されたことは、日本社会全体に責任が問われるべき問題である。

ガイドライン関連法案成立前後に、日本政府が、米政府の軍事政策・行動を突出して支持した事件が起こった。それは、イラクが1998年1月、湾岸戦争停戦決議に伴い受諾してきた大量破壊兵器に係る査察を、査察委員会の構成が偏っているとして拒否したことから始まった。イラクの対応に対し、クリントン政権は査察拒否を続ければ単独でも軍事行動を行うとした。

こうした米政府の方針に「各国は反対姿勢を強め、米国は孤立した。……（しかし）日本は米国を明瞭に支持した。支持を表明したのは他に英国だけ」（河辺〔2006〕p.72）であった。そして、その後、紆余曲折を得て、同年12月17日には米軍が英軍と共にイラク空爆を行ったが、「日本はすぐにこれを支持する声明を発表し、安保理でも、他の理事国が遺憾の意などを表明する中で、唯一支持する演説を行った」（同書p.76）のである。

この時も、2003年のイラク攻撃の時と同じように、日本政府はイラク空爆の大義・正当性・必要性を検証した上で米政府を支持し

いたが、連立与党の社民党や自民党内の反対もあり、取り下げられた。有事法制はその後、小泉政権の下で、有事関連3法が2003年6月6日、有事関連7法が2004年6月14日、それぞれ成立した。

たというよりは、「対米支持ありき」の思いが先にあったのだろう。イラク空爆は、米下院でクリントンの不倫疑惑もみ消しに関して弾劾決議が採決される日にかけて行われた。このため、イラク攻撃は、クリントンが国民の目をスキャンダルからそらすために実行した、との観測が広がった。もし、そうだとすれば、日本政府のイラク空爆支持はいよいよもって何だったのか、とその姿勢が問われる。ただ、1998 年の空爆は 4 日間で終了、日本に支援要請がなかったこともあり、日本政府の支持表明は国民の間では大きな話題にはならなかった。

以上見てきたような冷戦後の日米安保関係の変質・拡大に対して、国内では大論争や目立った混乱は特に起こらなかった。日本社会は、安保論議が盛んだった以前とは明らかに変わっていたのだろう。そして、そうした日本社会の変化は、小泉政権が対米軍事協力を積極的に推進していくひとつの背景・要因になったと思われる。

3. 小泉政権によるイラク戦争支持の背景・要因—その 2：小泉首相の「政治的思惑」

(1) 小泉政権の対米軍事協力

周辺事態法の成立は、日本の安全保障政策の「大転換」を意味する。日本が、「日本国の施政の下にある領域」のみならず、日本の領域を越えて「周辺事態」で展開する米軍に対しても初めて協力することになったためである。

そして、アメリカの日本に対する期待は、「周辺事態」での「後方地域支援」のレベルに留まらなかった。アメリカは、日本に、少なくとも地理的に「周辺」事態とは考えられないようなアフガニスタンやイラクなどでの米軍の活動に対しても、自衛隊による支援活

動を露骨に期待するようになったのである。

そうした期待を最も顕著に表明していたのが、2000 年 10 月 11 日に発表された「アーミテージ・レポート」である。正式なタイトルは「アメリカと日本——成熟したパートナーシップに向けての前進」であり、リチャード・アーミテージ（共和党系）やジョセフ・ナイ（民主党系）など超党派 16 人の「知日家」がまとめた政策提言書である¹⁵。

アーミテージ・レポートは、冷戦後に「方向を見失い」漂流した日米関係を再構築するための課題を、政治、安全保障、沖縄、インテリジェンス、経済関係、外交の 6 つの分野で検討している。その内、最大かつ最重要な課題が安全保障面における協力であり、「より緊密で効率的な安保協力」のために、日本は「集団的自衛権」を行使できるようにすべきである、としている。そして、「米英間の特別な関係が日米同盟のモデルになる」とし

¹⁵ 彼らは、①湾岸戦争や朝鮮半島危機における日本の対応がまずかったことや、②沖縄普天間基地の移設が遅々として進まないこと、③ガイドライン関連法案成立後の日米安保関係が進展していないこと、などを憂慮していた。そして、アメリカでは、対日関係が、日米貿易問題を抱えていた 1980～90 年代前半時の「ジャパン・バッシング（日本叩き）」から、1990 年代後半には「ジャパン・バッシング（日本無視）」、はたまた「ジャパン・ナッシング（日本なし）」といった雰囲気になり、一方、日本でも「嫌米」ムードが出てきたことを問題視した。本来、太平洋・アジア地域で、アメリカにとって最も重要な同盟国であると考えていた日本との関係が、急速に悪化・希薄化していることを彼らは憂慮したのである。

日本では、アーミテージやナイは「知日家」、あるいは「親日家」の代表格として見られている。しかし、彼らの言う「成熟した日米関係」は基本的には、まずは米政府にとって「好まれる日本」となるために、日本が何をなすべきかを提言している色彩が強く、それが果たして日本独自の総合的な国益にとって良いことかどうか（合致している場合も多々あるが）といった視点では必ずしもないであろう。

て、日本に安保協力面での「役割の拡大」を提起している。

アーミテージ・レポートは、ジョージ・W・ブッシュが新大統領として2001年1月に就任する直前に発表された、ワシントンではよく見られる政策提言書のひとつである。しかし、執筆者の多くがブッシュ第1期政権で要職を得たことから、その報告書の影響力が注目されるようになったのである。とりわけ、アーミテージが 국무副長官、ポール・ウォルフォウィッツが国防副長官、トーマス・パターソンが国家安全保障会議(NSC)上級アジア部長、マイケル・グリーンがNSC日本・朝鮮半島補佐官に起用されたことが大きい。

そして、実際、ブッシュ政権になってから、自衛隊の対米軍事協力を円滑に展開できるように、「在日米軍基地の再編」や「日米統合運用体制の確立」、そして日本の「有事法制の制定」¹⁶といった具体的な施策が矢継ぎ早に展開されていったのである(詳細後述)。

そうした対米軍事協力は、歴代の自民党政権が憲法解釈によって制約されている「集団的自衛権の行使」に関連するとみなしてきたものである。そして、そうした協力は日米の力関係からして、往々にして日本政府が米政府の方針・要請に一方的に従うようなものでしかなかったと思われる。しかし、小泉政権は、ブッシュ政権の期待に積極的に応えて

いった。しかも、憲法論議も避けたまま、かつ説明責任を果さず、国民のコンセンサスを得ることもなく、対米協力に邁進していったのである。

① テロ対策特別措置法

小泉政権による対米軍事協力の第1弾は、2001年10月29日に成立した「テロ対策特別措置法(テロ特措法)」である。これは、前稿でも述べたように、2001年9月11日の米同時多発テロに対しブッシュが「テロとの戦い」を宣言、テロの首謀者であるアルカイダのオサマ・ビンラディンをはじめとする幹部と、彼らを匿うアフガニスタンのタリバン政権に対し、「自衛権の行使」としてアフガニスタン攻撃を行う米軍等に、自衛隊による後方地域支援活動を可能ならしめるものである。

アフガニスタン攻撃に際し、ブッシュ政権は攻撃当日の10月7日、国連憲章第51条の規定に基づき自衛権を行使したことを安保理に報告した。自衛権行使の法的根拠として、ブッシュ政権は、同時多発テロ翌日の9月12日に安保理で採択された決議1368等を挙げた。決議1368には、前文で「国連憲章に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識する」とした上で、本文第5項に「2001年9月11日のテロ攻撃に対応し、あらゆる形態のテロリズムと戦うため、国連憲章のもと安全保障理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意がある」と表明している。ただ、こうした決議が、武力行使——特にアフガニスタンという主権国家に対する——を自動的に承認しているかどうかについては、一部疑問の声が上がった。

小泉は、ブッシュの「テロとの戦い」を即座にかつ全面的に支持し、自衛隊を派遣することを決意した。しかし、既存の法では自衛隊は派遣できず、憲法解釈の変更も論議を呼ぶ。こうしたことから、小泉は、国連安保理

¹⁶ 小泉は戦後長らくタブー視されていた有事立法の実現に向けて動き、2003年6月6日には有事関連3法(「武力攻撃事態対処法」等)を、翌2004年6月14日には有事関連7法を成立させた。有事関連7法には、武力攻撃事態等における私権の制限と国民の避難・救援手続き、国と地方自治体等との協力・役割について規定した「国民保護法」、日本有事の際に米軍が武力攻撃を排除する行動に関連して日本が実施する措置(土地や家屋の提供、自衛隊による燃料や弾丸の提供など)を規定する「米軍行動関連措置法」などが含まれている。

決議 1368 に基づいて「テロ対策特別措置法」を成立させたのである。同法は、立法化までに 27 日間、審議時間 62 時間と、超スピード成立であった。

同法に対しては、「左派からは社会民主党が、アメリカの行動は報復であり、自衛隊の海外派兵は軍国化に繋がると非難した。保守派からは小沢一郎自由党党首が、自衛隊派遣には湾岸戦争時のように国連決議案による武力行使の承認が必要だという立場から、集团的自衛権と憲法解釈議論を避けた小泉首相のやり方は『一時しのぎで中途半端』だと批判した」(信田〔2007〕p.180)。

しかし、同法は 10 月 29 日、与党単独で可決・成立した。その後、早くも 11 月 16 日には自衛隊派遣の基本計画が閣議決定され、海上自衛隊は 11 月 25 日にはインド洋に向けて出港した。海上自衛隊は、アフガニスタン攻撃に参加する米英軍などの艦艇に、インド洋上で燃料や水を供給する後方地域支援活動を行った。しかし、公海上での後方地域支援活動とはいえ、アフガニスタン攻撃に参加している米軍等に給油等の支援を行うことからして、事実上「集团的自衛権の行使」に相当するだろう。しかも、給油は、アフガニスタンのみならずイラク戦争に向かう米艦船にも実施されていたことが後に判明したが、これは違法行為に相当するものだろう。

テロ特措法に基づく自衛隊海外派遣は、憲法第 9 条に抵触するような内容である。しかし、当時、国民の多数は米軍支援のための自衛隊海外派遣に好意的であった。この背景には、9.11 米同時多発テロが余りに不条理で残忍極まりなかったことから、世界中で反テロの世論が盛り上がり、多くの国がアメリカに対し軍事支援や、テロ対策に協力したことなどが要因としてあったのだろう。実際、アフガニスタン戦争は、「アメリカを主とする全世界」対「アルカイダ+タリバン政権」の戦いの様相を呈し、総ては「憎きテロ」を打

ち負かすための戦いと銘打たれた中で、日本も協力すべきと多くの人が考えても無理はないだろう。

ブッシュは、小泉が歴代の自民党政権とは異なって自衛隊海外派遣を立法化し、迅速に自衛隊を派遣したことを大いに評価した。事実、ブッシュは 12 月 7 日、真珠湾攻撃 60 周年式典で、自衛隊派遣に関して次のような所見を述べている。「今日、かつての敵国の 1 国がアメリカの最良の友人となっていることを特に誇りに感じている。私達は、同盟国である日本とその立派な国民に感謝する。この日、両国の海軍は肩を並べて、テロと戦っている。60 年前の悲劇は過ぎ去り、太平洋戦争の戦いは今や歴史となった」。くしくも 12 月 7 日、アフガニスタンではタリバン政権が崩壊した(しかし、その後長い混乱の時期が続いている)。

こうした大統領所見は基本的にはイベントがある度に出されるもので、その中身を過大に評価することはできない。また、日本の自衛隊の活動は後方地域における給油・給水活動に限られており、実際にアフガニスタンに派兵し犠牲者も出たイギリス、ドイツ、カナダ等々に比べ、貢献度は低い。それでも、ブッシュにしてみれば、歴代の自民党政権の場合には決断に時間がかかり、なかなか旗幟を鮮明(“show the flag”)にせず、しかも「憲法解釈」等で軍事協力を見送るといったパターンであったが、小泉はそのパターンを一新し、自衛隊を迅速に派遣した。そうしたことに、ブッシュが喜んだのは間違いないであろう。

② イラク復興支援特別措置法

小泉政権による対米軍事協力の第 2 弾は、2003 年 7 月 26 日に成立した「イラク復興支援特別措置法(イラク特措法)」である。イラク戦争は、自衛権の行使でもなければ、国連安保理の承認を得た軍事行動でもなかつ

た¹⁷。しかも、先制攻撃どころか、実態は「予防戦争」である。こうしたことから、さすがの小泉政権もイラク攻撃において米軍協力はできないと判断した（しかし実際には、前述したように、テロ特措法を根拠に自衛隊がインド洋で給油した米艦船がイラク攻撃に参加していた）。しかし、ブッシュが2003年5月1日に大規模戦闘終結宣言を行い、国連安保理が5月22日、国連加盟国にイラク復興への貢献を要請する「イラク復興支援決議1483」を採択したことから、同決議を法的根拠にイラク特措法を強行採決で即座に可決・成立させ、同法に基づいてイラクに自衛隊を派遣した。

停戦合意もなく実質的には戦闘状態が続いている国に、しかも未だ現地に正統な政府が樹立されていない段階にも拘らず——したがってPKO 5原則に反しても——小泉はブッシュの強い要請もあり自衛隊を派遣したのである。小泉は、自衛隊が「非戦闘地域」で人道復興支援活動を行うことから、集団的自衛権の行使には当たらないと訴えた。しかし、イラクには実質上「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区別はなく、小泉は、自衛隊派遣を可能にするために、議論のすり替えを行っただけであろう¹⁸。

「非戦闘地域」だから憲法に抵触しないと

¹⁷ イラク戦争は国際法や国連憲章に反すると判断する法学者も多いが、2010年1月12日にはオランダ政府の独立調査委員会が、イラク戦争は「国際法違反」であったとする報告書を公表した。オランダ政府はブッシュのイラク戦争を支持し、戦後の治安活動に最大1350人の兵士を派遣していた（2005年3月に撤退完了）。

¹⁸ この点、船橋（〔2007〕p.257）は次のように皮肉っている。すなわち、「イラクの非戦闘地域がどこかを知っているのは世界で日本だけである。ここでは『自衛隊が派遣されるところが非戦闘地域』と、日本中心主義的、国会答弁本位的に定義されている」。こうした議論がまかり通るほど、日本は「異質な国」であると、欧米社会からは見られる。

いった論理は、前述した「後方地域支援」の議論と同等、あるいはそれ以上に論理性に欠ける議論であると思われる。しかし、そうした他の先進国ではまず考えられないような議論がまかり通るところに、日本の特殊性・問題が潜んでいる。事実、例えば、マコーマック（〔2008〕p.106）は、オーストラリア上院の外交・国防・通商委員会が日本の自衛隊派遣に関し、「軍事力の保持と行使を禁じる憲法を乗り越えて、米政府と緊密な関係を結ぶ民主的先進工業国にふさわしい行動をとっている」（傍点は筆者が付した）と評価しているのを紹介しているが、「法の支配」を重んじる民主主義国家であれば、当然「憲法を乗り越えて」、すなわち「憲法に反して」という解釈になるだろう。

また、イラク暫定政府が2004年6月に国連安保理決議に従って樹立され、占領軍は多国籍軍に編成替えされた。その結果、イラク駐留自衛隊は事実上多国籍軍の指揮下に置かれたが、これは自衛隊派遣を国連指揮下のみに限定したPKO協力法から見れば逸脱行為になるだろう。それに対し、小泉は多国籍軍司令部を「統合された司令部」といった奇妙な言葉で言い替え、自衛隊はその司令部とは連絡・調整は行いが、その指揮下には入らないとこじつけた。

自衛隊の活動は、イラク南部ムサンナ州の州都サマーワで行われた陸上自衛隊による「人道復興支援活動」と、米軍をはじめとする多国籍軍への後方支援として人員や物資を輸送する航空自衛隊による「安全確保支援活動」からなっていた。

人道復興支援活動には、2004年2月から2006年7月までの2年半の間に、延べ約5500人の自衛隊員が派遣された。しかし、政府・自民党による国内外向けキャンペーンの訴えとは異なり、人道復興支援活動の効果や効率性には疑問視する向きが多かった。また、安全確保支援活動には、2003年12月か

ら 2008 年 12 月の 5 年間、延べ約 3500 人の自衛隊員が派遣された（この活動に対し、名古屋高裁は 2008 年 4 月、バクダッドが事実上「戦闘地域」であるとして、憲法第 9 条及びイラク特措法に違反しているとの判断を下した）。

幸にして、陸自も空自も犠牲者を出すことなく、任務を終了した。しかし、冷めた見方をするアメリカ人は、陸自が「非戦闘地域」で、町の中心から離れた「要塞」のような場所に陣取り、活動中も何かあればすぐに要塞に戻る。空自も、イラクの隣国クウェートに本拠地を置き、そこから空高く飛ぶ輸送機に乗っており、その輸送機はアルカイダや武装集団の武器ではまず撃ち落とせない。こうしたことでは、犠牲者が出ないのは当たり前で、そうした意味合いで、日本の貢献は、犠牲者が 100 人以上に上ったイギリス、30 人以上のイタリア等々の貢献には比べられない、と彼らは考える。

自衛隊派遣は、「形式的」な貢献の色彩が強かった。「自衛隊の活動範囲はイラク全体の約 1 パーセントという極めて狭い範囲にすぎ（ない。）……（しかし）自衛隊の活動は高くつき、注目は集めたが影響はほとんどなかった。（ブッシュ支援といった）政治目的を経済や人道主義に優先させたからである」（マコーマック〔2008〕p.111、括弧内は筆者が加筆）といったような批判も多々存在する。

それでも、ブッシュは自衛隊派遣を強く望んだ。当初 2003 年 9 月にも自衛隊派遣の閣議決定をしようとしていた小泉が、8 月 19 日のバクダッド国連事務所爆破テロや、11 月 9 日の衆議院総選挙を控えて、閣議決定を延期した。その後、11 月 29 日には日本人外交官 2 名が殺害されるショッキングなテロが発生し、閣議決定が再び延期されるような観測が流れた際に、ブッシュは小泉に自衛隊派遣を即座に行うように圧力をかけたと言われ

ている。

自衛隊が派遣されたところで、イラクの治安回復に直接・効果的に寄与する訳でもなく、イラクの経済復興が急に進展する訳でもない。それでも、ブッシュは自衛隊の派遣を強く要請した。そこには、イラク攻撃のみならず、イラク占領・復興のプロセスでも国際社会からなかなか協力を得ることができないブッシュが、何はともあれ憲法第 9 条を有する日本でも同盟国として旗幟を鮮明にし（“show the flag”）、グラウンドに立つ（“boots on the ground”）、そのことで米国民や国際社会を納得させる一助にしたいと考えたことが背景にあったのだろう。

事実、2003 年の秋頃にはイラク占領が泥沼化し始め、米国民のブッシュ大統領支持率も大きく低下し、イラク攻撃の「価値」を疑問視する声が増え始めた。そうした中、ブッシュは 11 月 6 日の所見で、英豪伊韓のみならず日本の協力をも念頭に入れて、「我々は孤立していない」と発言したのである。そうした意味合いで、小泉が自衛隊を派遣してくれたことに、ブッシュが感謝していたのは間違いないだろう。

また、イラク復興支援では 2003 年 10 月、スペインの首都マドリードで開催されたイラク復興支援会議において、日本政府は 50 億ドルの支援を表明した。これは、アメリカの 203 億ドルに次ぐ巨額で、欧州連合の 13 億ドル、サウジアラビアの 5 億ドルを遥かに凌ぐ額である¹⁹。ここでも、小泉は、ブッシュ

¹⁹ イラク復興支援に対する各国の反応は、日米以外は消極的で、イラク攻撃強硬派であったイギリスでも 4.5 億ドル、スペインも 2.2 億ドルを表明したのに過ぎない。支援額は基本的に、日米の 2 国と、国際機関である世界銀行（30～50 億ドル）と IMF（25～42.5 億ドル）で賄ったようなものである。こうしたことからしても、イラク戦争・占領に対して、如何に多くの国が反対・慎重な姿勢を示していたかが分かる。なお、イラク復興支援の詳細に関しては、例えば野崎〔2006〕pp.

にとって頼もしい存在に思えたことだろう。

③ 「新世紀の日米同盟」

前述したテロ対策特別措置法とイラク復興支援特別措置法に続き、小泉政権が対米軍事協力を明確にしたのが、小泉が訪米時の2006年6月29日にブッシュと共同発表した「新世紀の日米同盟」である。「新世紀の日米同盟」の土台は2005年10月29日、日米安保協議委員会（いわゆる「2＋2会議」）で、町村外相・大野防衛庁長官とライス国務長官・ラムズフェルド国防長官が署名した「日米同盟——未来のための変革と再編」（以下、「変革と再編」と略す）である。

「変革と再編」は、「日米安保条約にとって代わったもの」（孫崎〔2009〕p.3）で、「新しい安保条約というべき重大な内容を盛った日米軍事協力についての取り決め」（武藤〔2006〕p.42）である。すなわち、これまでなかったような内容の新たな「日米軍事同盟」なのである。

日米安保は元々、対象となる有事を極東地域とし、紛争解決に当たっても「国際連合憲章の定めるところに従い、……平和的手段によって」解決するとされていた。しかし、「変革と再編」では、「（日米）同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係」を、「世界における課題」への対処に拡大している。しかも、「国連憲章」や「平和的手段」に必ずしも縛られずに、「（日米）共通の戦略目標……を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する」（2＋2中間報告「未来のための変革と再編」，1概要）ことになったのである。

ここで問題は、「世界における課題」や「日米共通の戦略目標」とは、具体的に何を指すのかである。その点、「変革と再編」では、目標として「テロとの戦い、拡散に対す

る安全保障構想（PSI）、イラクへの支援等々」が挙げられている。しかし、例えば、「テロとの戦い」の一環として、米政府がより具体的に、やれイラク攻撃だ、タリバン軍事掃討だ、イラン核施設攻撃だ、といった戦略・戦術に出れば、日米間で国益や方針に食い違いが生じる可能性がある。そうした場合には、日本は「対等の同盟国」としてアメリカに「NO」と言えるのかどうか。それ以前に、「共通の戦略目標」を達成するための具体策に関して、対等な立場で協議する機会・権限が日本にも与えられているのだろうか。

こうした疑問に対し、長らく外務省の要職を歴任し、2009年3月まで防衛大学教授であった孫崎（〔2009〕pp.31-32）は次のように悲観的な見解を述べている。

では、共通の戦略とは何か。米国には安全保障に関する戦略がある。しかし、日本は過去、専守防衛でやってきた。……日米の共通の戦略とは日本が米国の戦略に従うこと以外に何があるのか。……

「あなたはラムズフェルド・ドクトリンを知っているでしょうね。……（彼は）『戦争介入に積極的な国の連合を形成すれば大きな優位を手にできるが、戦闘を連合国家の「委員会」の総意で進めるのは間違っている。戦争の目的に応じて連合は進められるべきで、連合の総意で戦争目的を決めるべきではない』と言っている。つまり同盟国の参加は歓迎するが、何をするのかの戦略は米国が決めると言っている。……『共通の戦略』とは日本が米国の戦略に従うということの別の表現ではないですか。」

こうした孫崎の主張は、2003年8月から異例の4年間もの間防衛事務次官を務め、「防衛庁の天皇」と称された守屋武昌が、「字

131-139を参照されたい。

面では『同盟関係』と言うが、実態は米国が重要な案件を『一方的に決めているだけ』(春原〔2007〕p.105)と発言した内容にも符号する。結局、「日米同盟の戦略とは、米国が提唱し、それに日本側が同意するもの以外にない」(孫崎〔2009〕p.129)のが実態なのだろう。したがって、「変革と再編」は、「戦略目標はアメリカに白紙委任した上で、米軍と自衛隊の『役割・任務・能力』を定義した」(武藤〔2006〕p.45)ものでしかないとと言える。そして、そうした定義に適合するように、在日米軍と自衛隊の再編が勧告されてきたのである。

「変革と再編」は翌2006年6月29日、小泉が訪米時にブッシュと発表した共同文書「新世紀の日米同盟」に発展した。それは、「日米同盟がグローバルな安全保障課題に対応するための『安保再々定義』の政治的確認作業であり、小泉＝ブッシュ時代の総仕上げであった」(村田〔2008〕p.318)。この「新世紀の日米同盟」を担保する制度や枠組みが確立されれば、例えばアフガニスタン攻撃やイラク攻撃のような場合が生じても、日本は国会審議や新たに法律を制定することなく、殆ど自動的にアメリカの軍事活動に協力し、後方支援活動を行うことが多分可能になるのであろう。

そして更に懸念されるのは、こうした日本の安全保障政策の決定的な変更が、国民論議・コンセンサスのないままに遂行されてきていることである。その結果、「国民のどれくらいの層が、日本は米国の戦略に沿って中東など世界規模で軍事展開をする約束をしていることを認識しているだろうか」(孫崎〔2009〕pp.7-8)といった懸念が現実味を帯びるのである。あるいはより具体的に言えば、「変革と再編」が「テロとの戦いに備えた包括的かつ地球規模の同盟になった」(マコーマック〔200〕p.116)がために、米政府が、仮に、アルカイダのみならず、ハマスやヒズ

ボラ等々を対象にテロとの戦いを展開すると決定したら、日本も米軍を支援し共に戦うことになるだろうと、日本人の誰が想像しているのだろうか。

こうした問いに対する明確な回答もないまま、「いま自衛隊では、作戦、運用、訓練、教育などほぼすべての分野において部隊レベルで日米一体化に向けて動き出している」(孫崎〔2009〕p.136)。そして、「キャンプ座間(神奈川県)の米陸軍司令部は2008年までに改変されることになっており、ワシントン州フォートルイスから米陸軍第1軍団司令部が移転してくる。その後2012年までに陸上自衛隊『中央即応集団司令部』がキャンプ座間に移り、米軍司令部と施設を共有して共同運用を始める。航空自衛隊司令部は横田基地の米第5空軍司令部に併設される」(マコーマック〔2008〕p.116)のである。

以上のような「新世紀の日米同盟」も、小泉政権がその中身・実体を国民に丁寧に説明し、国民の多数が納得していれば、それは「国民の選択」となり、それに基づく日本の防衛政策や日米軍事協力のあり方も明確なものになる。しかし、小泉政権は説明責任を果たさず、国民の多数も殆ど理解していないのが実情ではなかろうか。そして、そうした状況下で、日米軍事協力の具体化が矢継ぎ早に進行してきたのである。

以上見てきたように、テロ特措法、イラク特措法、それに「新世紀の日米同盟」を成し遂げた小泉は、ブッシュにとっては大変頼りになる人物となったのは間違いないだろう。

(2) 小泉首相の政治的思惑

小泉は、憲法論議を避け、説明責任を果たすこともなく、しかも「非戦闘地域」のような言い逃れの的な答弁をしてでも、イラク特措法を成立させ、ブッシュから強く要請された自衛隊のイラク派遣に拘った。9.11米同時

多発テロ以降の「小泉首相の『何が何でも対米支援外交』は、オーストラリアのハワード首相の『何が何でも副保安官』外交と並んで、世界の二大対米追随外交」(船橋〔2007〕p. 252)になった。

強引で奇異にさえ思われる「何が何でも対米支援外交」を可能ならしめた背景には、小泉の国民的人気があった。拡大する北朝鮮の脅威や²⁰、日本の高い中東石油依存度から、日本は——イラク戦争の大義や正当性に関係なく——アメリカを支持するしかないとする論調は、特に右派・保守系の政治家や論客、学者、メディアなどに多く見られた²¹。そして、そうした見解は世論にもある程度の影響を及ぼした。

しかし、北朝鮮の脅威をイラク戦争支持にリンクすることは、河辺〔2006〕p.91)が言うように、「世話になっている人からの頼みなので、たとえそれが犯罪的なことであっても協力しなければならないと主張していることに等しい」。当時の石破防衛庁長官も国会での質問に対し、「イラクの問題を直接北朝鮮に結びつけて御議論をすることが必ずしも正しいとは思っていません」と答弁している(参議院外交防衛委員会、2003年3月20日)。

²⁰ 特に、北朝鮮に関しては、様々な方面から論議や要請がなされている。例えば、「(2003年)3月17日、加藤良三駐米大使は国防総省でポール・ウォルフォウィッツ国防副長官と会談し、『イラク戦争が始まっても、北朝鮮に対する警戒は怠らないでほしい』と要請した」(読売新聞社政治部〔2006〕p.159)。また、「自民党外交調査会、外交部会の主要メンバーは自衛隊の派遣について内々に協議した。『北朝鮮の核やミサイルの脅威に対応する際には、最終的に米国に頼らざるを得ない。そうである以上、日本が自衛隊をイラクに派遣しないという選択肢はない』が結論だった」(同書p.169)。

²¹ この点に関しては、河辺〔2006〕が詳しい。特に第4章「矛盾する論理と混乱する議論」(pp. 86-121)が参考になる。

それに、日本に対する北朝鮮の脅威の実態や蓋然性、また北朝鮮の脅威に対処・準備する方策の如何、といった根本的な議論を深めることをせず、北朝鮮の脅威をイラク戦争支持にリンクすることは、イラク戦争支持を理由づけするために、北朝鮮を担ぎ出したともとられかねない、筋が通らない話である。北朝鮮の脅威とそれへの対処方法に関する議論は、日本として最重要かつ緊急の課題のひとつであるが、その議論は別の機会に譲りたい。

北朝鮮の脅威と同様、石油確保の必要性も筋の通らない議論である。日本はエネルギー源の約半分を石油に頼り、石油は99%以上を輸入、中東石油への依存度は9割近くにも達する。したがって、石油エネルギー安全保障は、日本の国益に直結する重要な課題である。

しかし、石油確保のために「正義」をないがしろにすることは許されるものではない。それに、当時のイラクは、湾岸危機時とは異なり、クウェート(やサウジアラビア)に武力侵攻し油田を押さえる能力はまずなかった。また、そうした予兆も見受けられなかった。イラクでは、湾岸戦争停戦後の国連制裁の下、経済低迷が続き、兵力・装備も不十分であった。しかも、イラクには飛行禁止区域が設けられ、その域内でのイラク軍の行動は米英仏軍によって監視されていた。また、サウジアラビアには、5万人ほどの米軍が駐留していたのである。

それに、山内〔2004〕p.38)が言うように、日本の石油戦略を叶えるための基本条件は、「中東の政府・世論の対日姿勢を安定化させ、市民の高感度を維持させる点に尽きるだろう」。こうした観点からすれば、イラク戦争への支持は、中東諸国の対日感情を悪化させることから、日本の石油戦略にとっては逆の効果しかもたらさないことになる。

小泉自身は、イラク攻撃支持の理由として、具体的に北朝鮮の脅威や石油確保の必要性を

挙げた訳ではない。小泉は、ブッシュがフセインに最後通牒を発した直後の2003年3月18日の記者会見で、記者からイラク戦争支持に関し「国民にどのように理解を求めるのか」と聞かれて、まずイラクの「大量破壊兵器の脅威」を、そして「日米同盟の重要性」を挙げて、次のように返答している。

大量破壊兵器、或いは毒ガス等の化学兵器、或いは炭素菌等の生物兵器、これがかもし独裁者とかテロリストの手に渡った場合、何十人何百人の規模で生命が失われるということではない、何千人何万人、或いは何十万人という生命が脅かされるということを考えますと、これは人ごとではないかと、極めて危険なフセイン政権に武装解除の意思がないということが断定された以上、私は、アメリカの武力行使を支持するのが妥当ではないかと思っております。……

何よりも戦後50年間、日本の平和のうちに繁栄に導いてきた、これがやはり日米同盟、この重要性をわきまえて国際協調体制を図ってきたからだと思います。戦後50年間以上、我々の先輩たち、国民たちが培ってきた日米関係の信頼性、これを損なうこと、これは日本の国家利益に反すると私は思っております²²。

²² イラク戦争開戦直後の3月20日の記者会見では、小泉首相は「アメリカは、日本への攻撃はアメリカへの攻撃とはっきり明言しています。日本への攻撃はアメリカへの攻撃とみなすということをはっきり言っているただ一つの国であります。いかなる日本への攻撃も、アメリカへの攻撃とみなすということ自体、日本を攻撃しようと思いういかなる国に対しても、大きな抑止力になっているということを日本国民は忘れてはならないと思っております」と述べ、日本がアメリカに恩義を負っていると主張している。

この発言からすると、小泉にとっても「北朝鮮の脅威」がイラク攻撃支持の要因のひとつになっ

要するに、小泉は国民に対し、イラク戦争を支持する理由として、「大量破壊兵器の脅威」を排除しなければいけないこと、そして日本の安全と繁栄の維持のために「アメリカとの関係」をこじらせてはならないこと、を挙げている。

前者の理由に関しては、前述したように、小泉政権がイラクの大量破壊兵器に関してどのような情報を入手、検証し、如何に「武装解除やむなし」の結論に至ったかを説明する必要がある。しかし、その説明責任は果たされなかった。

そして、後者の理由は、前述した河辺が言うところの「世話になっている人からの頼みなので、たとえそれが犯罪的なことであっても協力しなければならないと主張していることに等しい」ものであり、一国の首相の公式見解としては——少なくともイラク攻撃の大義と正当性が担保されない限りは——その見識が疑われるべきものである。

こうしたことを考慮に入れば、小泉がブッシュのイラク攻撃を積極的に支持し、自衛隊のイラク派遣に拘った背景には、前述した「湾岸戦争のトラウマ」や「日米安全保障関係の変質・拡大」といった要因とともに、首相・総理の座に就いた小泉のしたたかな「政治的思惑」が要因としてあったのではなかろうか。

政治家としての小泉は元来、郵政や厚生といった国内分野の経験が長く、外交や安全保障に関しては「素人」だったと言われている。そして、首相就任前の小泉は、前述したように、自衛隊の海外派遣に反対し、PKOにも否定的だった。国連安保理常任理事国入りにも反対していた²³。要するに、小泉は、日本

ているとも解釈される。

²³ 1992年12月の国連総会で安保理の構成見直しを求める決議が採択され、当時の宮沢内閣が常任理事国入りの準備をし始めた。しかし、小泉は郵

の国際貢献に関し、少なくとも自衛隊による「人的貢献」には否定的な考えを持っていたのである。

それにも拘らず、小泉は2001年、彼自身3度目の挑戦となる自民党総裁選で、「集団的自衛権の憲法解釈の変更」や「有事法制の制定」などに関して積極的に発言した。小泉のこうした発言は、関係者を一様に驚かせたと言われている。そして、小泉は首相就任後すぐ、中谷防衛庁長官に有事法制の検討を、そして内閣官房の有事法制検討チームに法案作成を指示した²⁴。と同時に、安保理常任理事国入りについても注力し始めた。そして、憲法解釈の変更は避け続け、新法を制定して——「集団的自衛権の行使」とみなされるような——自衛隊のインド洋やイラクへの派遣を敢行し、ブッシュの「テロとの戦い」、イラク戦争を積極的に支持・協力したのである。

こうした小泉の行動の背景には、ブッシュと親密な関係を構築し、対米関係を強化することによって、小泉が首相として遂行しようとしている外交政策や内政に対し、冷戦後「唯一の超大国」と称されたアメリカの大統領からの支援・協力を得ようとしたことが、重要な要因になっていたのではなかろうか²⁵。

政相として閣内にあったものの反対を表明した。「小泉は『常任理事国になれば武力行使も求められる。そのためには憲法改正が必要だ』と判断していた」(読売新聞社政治部〔2006〕p.279)からだと思われる。また、小泉は1994年には、日本の常任理事国入りに慎重であった超党派の「国連常任理事国入りを考える会」の会長を務めていた。

²⁴ こうした背景には、2001年9月11日に米同時多発テロが勃発したことや、北朝鮮の不審船が同年12月22日、奄美大島沖に不法侵入し、海上保安庁と銃撃後、中国の排他的経済水域(EEZ)内で自爆したこと、などが要因となっている面もあるだろう。

²⁵ イラク攻撃に反対し、外務省を迫られた天木元レバノン大使は、ブッシュのイラク攻撃を「胸を張って真っ先に支持した」(天木〔2003〕p.41) 小泉首相の頭の中には、「いかにブッシュを喜ば

そこには、「多くの政治家は米国の支持なくして総理になれない、政権は続かないと思っている」(孫崎〔2009〕p.140)といった事情もあるのかもしれない²⁶。

また、国民からの支持に頼る小泉にとっては、米大統領との親密度を示すことが、アメリカに「弱い」日本人にアピールできる手段だと考えたのかもしれない。事実、日本人は、「ロン＝ヤス」や「ジョージ＝ジュン イチロー」といったように、両国首脳の個人的親密さの度合いで、「首相の力量」や「日米関係の成熟度」を判断しすぎるくらいが異常に強い。そして、そうした傾向をメディアなどが煽る。(確かに、国家間関係にとって、首脳同士の信頼関係は重要な要素である。しかし、その信頼関係が、どのような中身・実体を持ち、どのような経緯で構築され、その際に両国の正義や国益がどのように扱われたのか、といった諸点が十分吟味されなければならない。)

小泉がブッシュからの支持・協力を期待したのは、特に対北朝鮮政策、対中国政策、そ

すか、という一点しかなかった」(同上)、そして「その結果小泉首相は、見事ブッシュ政権からかわい奴だと評価されることに成功した」(同書p.42)としている。小泉がそうした評価をブッシュから受けようとした背景には、何か具体的な見返りをも期待したのではなかろうか。

²⁶ 歴代の自民党政権が、アメリカ政府の意向に常時多大な関心を払っていたのは事実だろう。冷戦時には、自民党政権が度々、米CIAから「秘密資金」の提供を受けていたとの情報が話題になったが(一方、社会党は旧ソ連から秘密資金を得ていたとも言われる)、そうした情報は時間の経過とともに米政府公文書が公開されることによって明らかになる可能性がある。また、1970年代前半、権勢を振るった田中角栄首相は、米議会で取り上げられたロッキード社の贈収賄問題(ロッキード事件)がきっかけで退陣を余儀なくされたが、その背景には、米政府が独自の対中・対ソ外交を展開する田中角栄を危険とみなし、追い落としにかかったことが要因としてあった、との観測もある。

して小泉「構造改革」においてではなかろうか。

日本政府省庁内においてイラク戦争支持、自衛隊のイラク派遣に最も積極的だったのは、湾岸戦争のトラウマに苛まれ、対米関係を最重要視する外務省である。小泉初当選以来の秘書で、内閣総理大臣秘書官を務めた飯島勲は、「(2003年になって)イラク攻撃が行われた場合に日本がどういう形で米国に協力するかについて、水面下で検討が開始された。……(その検討に際し)前のめりになっている外務省、『安全第一』で腰が引けている防衛庁」(飯島〔2006〕p.171)と述懐している。また、イラク特措法作成に際しても、「外務省はとにかく何でも『自衛隊、自衛隊』という考えで前のめり、一方、防衛庁は慎重というか、なんというか一向に要領を得ないというパターンである」(同書p.175)と述べている。

そうした外務省は、「2002年秋から、(アメリカの対イラク武力行使に対し)『支持はありません』と小泉に働きかけた。ある幹部は、『外交の世界では、「貸し」と「借り」の二つしか存在しない。各国の立場が割れている今こそ、米国支持を明確に打ち出し、米国に大きな「貸し」を作る好機だ』と語った。竹内次官は小泉を口説いた」(読売新聞社政治部〔2006〕p.159, 括弧内は筆者が加筆)。

このような発言が耳に入ったかどうかは分からないが、小泉は、こうした「貸し」を作るのに、ブッシュがイラク攻撃で国際社会の支持を得るのに大変苦労している時こそが絶好のチャンスと考えたのではなかろうか。その「貸し」のお返しは、特に対北朝鮮や対中国といった外交政策、それに国内で自民党内からも反発の大きい郵政民営化をはじめとする小泉「構造改革」などに対する支持・応援という形で現れることを期待したのではなかろうか。

① 対北朝鮮政策

2001年1月に発足したブッシュ政権は、前任のクリントン政権——特に第2期(1997年1月～2001年1月)——とは異なり、北朝鮮に厳しい姿勢で臨んだ。一方、北朝鮮は当時、深刻な経済低迷・食糧不足の状態にあった。こうしたことから、北朝鮮は、韓国や日本に関係改善を図るべく動き、日本に対しては極秘裏に国交正常化交渉の再開を打診してきた。

日本では、「北方領土の返還と並んで、日朝国交正常化は、1990年以来、日本の野心的政治家にとって自らの名を歴史に残すために『挑戦』すべき課題となっていた」(大嶽〔2006〕p.202)。しかし、「竹下、金丸、加藤、野中、(そして外相時代にコメ支援に尽力した)河野洋平と、自民党実力者が一度は正常化に手を染めるが、誰一人として成果を得ることができなかった」(同書p.208)。こうしたこともあり、小泉は当初、北朝鮮からの打診に対し慎重であったと言われている。

しかし、北朝鮮との国交正常化は「歴史に名を残す」のみならず、拉致問題の解決で国民から絶大な支持・人気を得る機会にもなり得た。2001年4月の就任当時には80%以上もあった小泉首相に対する支持率は、2002年1月に国民の人気の高かった田中眞紀子外相を更迭して以来、40%台後半にまで急落していた。こうした観点からして、小泉にも日朝関係改善を働きかける動機は十分あったと思われる。

しかし、ブッシュは2002年1月、一般教書演説で北朝鮮をイラク、イランとともに「悪の枢軸」と名指しし、対決姿勢を露わにしていた。そのため、小泉にとって、訪朝・日朝協議開始は大きな賭け・決断だったのかもしれない。そして、訪朝の決断を、いつ、どのようにブッシュに説明するかは悩ましい問題であったのだろう。

ブッシュ政権内には、「『日本が核疑惑を深

く追求しないまま、拉致問題で北朝鮮と取引し、国交正常化を進めてしまうのではないか」との疑惑が広がっていた(が)、それを抑え込んだのは、ブッシュ本人だった」(読売新聞社政治部〔2006〕p.29)。「アーミテージは2003年春、訪米した外務省幹部に対し、米政権の内情を明かした。『実は、我々は当時、小泉訪朝に反対だった。だが、大統領が「ジュンイチロウが決めたことだから」と言うので、それ以上は何も言えなかった』」(同書p.30)。

こうしたブッシュの支援のおかげで、小泉は2002年9月17日に訪朝、金正日から拉致に対する謝罪を得て、国交交渉協議再開に同意する「日朝平壤宣言」に署名した。訪朝の結果、40%台に低迷していた小泉首相に対する支持率は、一挙に10ポイント以上も上がったのである。

また、2003年5月23日の日米首脳会談(米テキサス州)で、小泉はイラク復興支援への自衛隊の派遣を約束した。それに、ブッシュ政権の最優先国防課題であるミサイル防衛(MD)システムの導入検討を急ぐことも伝えた。そうした見返りに、「ブッシュは会談後の記者会見で、『拉致された日本国民の行方が1人残らず分かるまで、米国は日本を完全に支持する』と言い切った」(同書p.47)のである。

ブッシュの発言は拉致問題に強い関心を寄せていた日本人に訴えかけ、小泉の人気を高めるのに役立った(ただ、このブッシュの発言は、後にブッシュ政権が北朝鮮に接近し、「テロ国家指定」を解除したことからして、結局は「裏切られた」形となった)。更に、2003年初頭、北朝鮮問題を協議する6カ国協議に関し、中国側は米中朝の3カ国のみを対象にし米國務省も同意していたが、この件を聞いたブッシュは、「日本が入っていないと意味がないじゃないか。コイズミは私の友人だぞ。彼の足を引っ張りたくない」(同書

p.85)と激怒したと言われている。

そうした意味合いで、日本を含めた形での「6カ国協議の実現は、良好な小泉・ブッシュ関係が生んだ日本外交の大きな成果となった」(同書p.86)と言える。また、ブッシュとの親密な関係は、小泉の金正日に対する交渉力を高めたという点でも、小泉にはメリットがあったのだろう。

こうしたことからして、小泉の「何が何でも」ブッシュ支援の姿勢が、小泉が自身の対北朝鮮政策を遂行する上で大いなる見返りをもたらしたと言える。この点、大嶽(〔2006〕pp.218-219)は次のように述べている。

小泉がブッシュ政権のアフガニスタンへの攻撃を全面的に支持した見返りと、イラク攻撃でも同様な支持が期待できるとの判断とが、ブッシュによる小泉の北朝鮮外交にとって決定的なサポートにつながった。ヨーロッパその他の国が拉致については一貫して無関心であったことを考えると、拉致問題解決の進展に果たしたブッシュの支持はきわめて大きい。

② 対中国政策

日中関係は1972年の正常化以来、小泉政権時代に最も陰悪化した。原因は、小泉の相次ぐ靖国神社参拝である。中国や韓国が猛反発し、他のアジア諸国も懸念を示した。国内でも、日中間の「政冷」が「経熱」に悪影響を及ぼしていることもあり、経済人などが小泉に再考を求めた。また、ブッシュ政権内の知日派や東アジア政策担当者も懸念を抱いた。そうしたことに拘わらず、小泉は靖国参拝を「心の問題」として断行し続けた。

ただ、そうした頑固な小泉の姿勢も、首相になる前はいささか異なっていたようである。その点、読売新聞社政治部(〔2006〕pp.222-223)は次のように述べている。

小泉は 1972 年の衆院初当選以来、首相周辺によると、地元の遺族会幹部らとともに、年 2 回のペースで靖国神社を参拝していた。「父親の代からの支援者が初当選当時、日本遺族会の会長を務めていた縁があったため」だという。ただ、永田町では、小泉が靖国神社参拝に熱心という印象はあまり持たれていなかった。過去 2 回の総裁選出場の際にも、靖国参拝を「公約」に掲げたことはなかった。

あえて 3 回目の挑戦で公約にしたのは、事前の総裁選の下馬評で有利と見られていた橋本龍太郎・元首相との違いを出すことに力点を置くためだった。橋本は 1995 年 10 月まで日本遺族会の会長を務め、靖国神社にも毎年の終戦記念日と春秋の例大祭に欠かさず参拝していたが、96 年 1 月～98 年 7 月の首相在任中はひっそりと私的参拝を 1 回しただけだった。小泉が所属する森派は、靖国参拝の公約を各都道府県の遺族会長にファックスで送った。日本遺族会の約 10 万とされる党员票を狙いとしていたという。

もしそうであれば、小泉の靖国参拝は、日本遺族会の票をあてにした「選挙狙い」ということになる。首相就任前の靖国参拝は多くの首相経験者が行ったことだが、小泉が他の首相と異なるのは、首相就任後も節目ごとに靖国参拝を繰り返したことである²⁷。小泉は、2001 年 4 月の就任以来、5 年半の間の首相

在任中に靖国参拝を 6 回行った。

現役首相の靖国参拝は、中国、韓国、北朝鮮等々、かつて日本軍の侵略を受けたアジア諸国から厳しい反発を呼ぶ。こうした国は、A 級戦犯を合祀する靖国神社に首相が参拝することは、「日本の侵略戦争を正当化することになり、ひいては日本の軍国主義復活につながる」と主張する。中国政府は、靖国参拝をやめるよう要請した。しかし、小泉は 2001 年 8 月、首相として初めての靖国参拝を行った（ただ、批判をかわすためか、終戦日ではなく 13 日に参拝した）。

翌 2002 年 4 月 21 日にも、小泉は春季例大祭に合わせて靖国神社を参拝した。今回は突然の参拝で、小泉は福田官房長官など直接の関係者にすら事前通告せず、中国政府との事前調整も行わなかった。中国政府は憤慨し、予定されていた小泉の訪中は中止となった。その後、日中両国は関係修復に動いた。江沢民主席は 2002 年 10 月の APEC 首脳会議で、小泉に靖国参拝を中止するように求めた。しかし、小泉は応じなかった。そして、小泉は 2003 年 10 月 8 日には記者団に、「年 1 回の靖国神社参拝を継続すると明言した。さらに、靖国参拝について『もう理解されている。日中友好を阻害しない』と発言した」（読売新聞社政治部〔2006〕p.254）のである。

こうした小泉の言動に、中国側は激怒した。その結果、首脳相互訪問の見送りや、新幹線の売り込み問題、はたまた反日デモの拡大などが起こり、日中関係は 1972 年の関係正常化以来最悪の時期を迎えるに至った。小泉の靖国参拝への拘りは、日本の対中国のみならず、韓国、北朝鮮との関係も険悪化させた。

日本の中国や韓国との関係悪化は、米政府にとっても頭の痛い問題である。この点、船橋（〔2007〕pp.295-296）は次のように述べている。

米政府は、日本国内の一部の戦争美化

²⁷ 靖国神社の A 級戦犯合祀が明らかになった 1979 年以降、初めて終戦記念日に参拝をした首相は 1985 年の中曽根康弘だった。この時から、中国は、首相が終戦記念日に靖国参拝を行うことを厳しく批判するようになった。この結果、中曽根は参拝を取りやめた。また、中曽根以降も、竹下、宇野、海部、細川、羽田、村山、小淵、森は、首相在任中は靖国参拝を行わなかった。橋本は 1 度だけ私的参拝を行った。

とサンフランシスコ講和条約への挑戦を苦々しく思っており、小泉首相の靖国神社参拝がそうした勢力を勢いづかせるのではないかと懸念している。

同時に、首相の靖国神社参拝で国際的に日本が“悪い子”になり、中国が“いい子”になるのは望ましくないと思っている。モラル的に中国が上で日本が下という受け止め方が広がれば、それは日米関係にとっても好ましくない。

首相の靖国神社参拝は、中韓両国の神経を逆なでする独りよがりな行為である。同盟国の米国を極めて居心地悪くさせる無神経な行為である。

中国や韓国政府は米政府に、小泉の靖国参拝をやめさせるように要請した。こうした要請は、米政権内の知日家や東アジア政策担当者には正当なものであると思われた。しかし、ブッシュの反応は違った。船橋（同書 p. 298）は次のように述べている。

盧武鉉大統領は、ブッシュ米大統領に小泉首相にこの問題（靖国参拝問題によって惹起された歴史問題）でもっと強く当たってほしいと要請したが、ブッシュは慎重姿勢を崩さなかった。

中国の場合、A級戦犯が合祀されている靖国神社に首相が参拝することは、東京裁判の判決を日本がないがしろにしようとしている表れであり、米国はそれを放置しておくつもりか、という論理で押した。ここでもブッシュは慎重姿勢に終始したという。（括弧内は筆者が加筆）

中国や韓国政府が自国のナショナリズムを煽り、国内問題から人々の関心をそらせるために、小泉首相の靖国参拝に対し過剰に反応、あるいは利用している面はあるかもしれない。しかし、それでも小泉の靖国参拝の頑なな姿

勢は、日本の対外政策の選択肢を狭め、日本の国益を損なった。そして、米政府の対外政策の選択肢にも影響を与えた。しかし、ブッシュは、中国や韓国政府の要請を退け、小泉の靖国参拝を容認したのである。こうしたブッシュの対応は、小泉が、イラク戦争やテロとの戦いで、ブッシュをひたすら支持してきたことの「見返り」であると思われる。

③ 小泉「構造改革」

小泉は「自民党をぶっ壊す」と叫び、郵政民営化を本丸とする種々の改革を断行すると訴えた。こうした小泉「構造改革」には、野党のみならず自民党内にも反対意見が多数存在した。特に郵政改革では——少なくとも初期の段階で——党内最大派閥の旧経世会・橋本派をはじめ多数の自民党議員が反対した。しかも、「小泉を支えるべき総裁派閥の森派は（中川秀直を除いて）……小泉を支えようとはしなかった」（大嶽〔2006〕p.108）。

小泉は、自身の政策に反対する政治家に「抵抗勢力」というレッテルを張り、対立図式を鮮明にし、「小泉劇場」を演出、自ら主役を演じた。とりわけ、旧経世会・橋本派をターゲットにし、橋本元首相や野中元幹事長、青木参院幹事長といった大物議員と激しく対立した。旧経世会・橋本派は、1970年代初めの田中角栄元首相以来、郵政や建設といった利権を支配していたのである。

そうした小泉を支持したのが、経済財政諮問会議の民間議員と、国民の多数、そしてブッシュであった。経済財政諮問会議は、2001年の中央省庁等改革によって内閣府に設置された首相直属の機関である²⁸。予算など重要な政策を、従来の「官僚主導」から「官邸主導」に移すことを目的に設置された。

²⁸ 中央省庁等改革は元々、小泉が2001年の総裁選で争った、橋本元首相を会長とする行政改革会議が提案したものである。

小泉は、この重要な経済財政諮問会議の担当相に、国会議員ではなく、民間人の竹中平蔵慶応義塾大学教授を起用した。民間議員は、牛尾治朗ウシオ電機会長、奥田碩トヨタ自動車会長、本間正明大阪大学教授、吉川洋東京大学教授で、前3者は竹中と同様、アメリカ型新自由主義・資本主義の信奉者であった。

小泉は、改革の検討を丸投げするほど竹中を信頼した。竹中はその信頼を基に、種々の改革案を策定・推進した。その際、竹中が頼ったのは、政治的なしがらみが少ない民間議員であった。そして、ともすると改革に消極的な態度をとる閣僚メンバー（官房長官、財務相、総務相、経済産業相）は影の薄い存在となり、時には改革が所管大臣の意向に反しても推進された²⁹。

そうした政策決定方式は、自民党の従来の「事前審査制」（政務調査会部会→政調審議会→総務会のラインに沿って行われる）を無視したものである。「事前審査制」がなければ、「族議員」の役割・存在意義もなくなる。したがって、自民党議員の多数が経済財政諮問会議を批判した。とりわけ郵政が牙城であった旧経世会・橋本派の議員からの批判が激しかった。しかし、そうした批判が強まれば強まるほど、小泉の国民の人気は高まり、一方で古い体質の自民党への風当たりが強まったのである³⁰。

自民党内の批判にも拘らず、小泉が構造改革を断行し得たのは、まずは国民的な人気と、それにブッシュからの支援が大きな後ろ盾に

なったのだろう。国民の多数は、バブル崩壊後の「失われた10年」と金融危機で、将来への不安感を募らせていた。しかも、政界は、「数の論理」で再編・混乱を繰り返し、政権は短期間で変わり³¹、経済危機・金融危機に有効な手を打たなかった。こうしたことから社会には閉塞感が広がり、国民は政治世界にも「変革」を渴望していたのである。そうした状況下で、アウトロー的な小泉が「自民党をぶっ壊す」と絶叫し、自民党「抵抗勢力」との戦いを国民の前で展開、「小泉劇場」を仕立て上げ、政治にワイドショー的な「面白み」をもたらせたのである。

こうした手法と、小泉の歯切れの良い「ワン・フレーズ・ポリテックス」、それに「サプライズ人事」に国民の多くが酔いしれ、小泉に「期待」し、小泉支持に動いたのである。小泉は2001年4月の首相就任時には、80%を超えるような驚異的な支持率を確保していた。そして、2005年9月の衆議院総選挙では296議席を獲得、圧勝したのである³²。

296議席は衆議院定数480の6割以上で、連立相手の公明党と合わせれば3分の2以上と、法律案に関する「衆議院の優越規定」の適用も可能になったのである。当選者の中には「小泉チルドレン」と称された新人議員が83名も含まれていた（しかし、小泉改革の「負の側面」が目立った2009年8月の衆議院総選挙では小泉チルドレンは惨敗、再選できたのは10人だけであった）。

こうした国民的な支持が、小泉改革の一大

²⁹ 当時、郵政を担当していた総務大臣は麻生太郎だが、彼は後に首相になった際の国会答弁で、当時郵政民営化には反対だったが竹中が仕切っていたと答弁して、その政治姿勢が問われた。

³⁰ 小泉の国民の人気の高まりと古い体質の自民党への風当たりの強まりを見据えて、旧経世会・橋本派の重鎮であった青木参院幹事長は、同僚の野中元幹事長などと袂を分かち、小泉支持に転向していったのである。

³¹ バブル崩壊後でみれば、1991年11月発足の宮澤政権以降、2001年4月の小泉政権誕生までの10年足らずの間に、細川、羽田、村山、橋本、小淵、森、と7つの政権が存在した。

³² 296議席は、1986年の衆参同日選挙で中曽根首相が獲得した過去最大の300議席に次ぐ多数である。しかし、2009年8月の衆院選では、民主党が308議席と、記録を塗り替える圧倒的勝利を収めた。

推進力となった。小泉はまた、こうした国民の支持のおかげで、外交政策でも少々無理を通すことができると判断したのではなかろう。

ブッシュは、小泉改革を支持した。事実、ブッシュが2002年1月に小泉に宛てた親書には、『『構造改革にしっかり取り組んでほしい』(と記され、)親書は、小泉改革を強く支持する内容だった』(読売新聞社政治部〔2006〕p.145)。また、ブッシュは同年1月18日の日米首脳会談で「首相は政策を変更すべきではない。コイズミは偉大な改革者だ。全幅の信頼を置いている」(同上)と語ったと言われている。

ブッシュは、新自由主義・金融資本主義の政策を積極的に推進していた。そうした中、新自由主義的な小泉改革で、日本経済が改革・開放されれば、アメリカにとっても投資・輸出・ビジネスの機会が拡大する。とりわけ、米産業が競争力を有する金融・証券・保険業務等に業務拡大の大きなチャンスが訪れる。その主要なターゲットは、約200兆円の郵貯をはじめとする日本の1400兆円を上回る個人金融資産であった。

自民党議員が、国民の多数やブッシュ大統領からエールを得ている小泉に、正面から敢然と立ち向かうことは容易なことではない。事実、多くの自民党議員が、例えば郵政民営化に関して、反対から賛成に宗旨替えをしたのである。また、国民の中には、小泉改革の中身そのものを理解していなくとも、アメリカ大統領の支持を得ていることが、小泉改革を支持する要因になった人もいるだろう。そうした意味合いでも、ブッシュとの親密な関係は、小泉にとっては大いに役立ったのである。

以上のように、ブッシュ大統領との親密な関係は、小泉首相自身の個人的利益には大いに役立った。しかし、ブッシュとの関係強化のために、小泉がイラク戦争を積極的に支

持・支援したとすれば、それは正義にもとることであり、日本の国益に反するおそれがある。次回では、小泉政権のイラク戦争支持の問題点につき検討したい。

〔主要参考文献〕

- 天木直人〔2003〕『さらば外務省——私は小泉首相と売国官僚を許さない』講談社。
- 飯島勲〔2006〕『小泉官邸秘録』日本経済新聞出版社。
- 〔2007〕『実録小泉外交』日本経済新聞出版社。
- 五百旗頭真〔編〕〔2008〕『日米関係史』有斐閣ブックス。
- 五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行〔2007〕『90年代の証言 外交激変 元外務省事務次官 柳井俊二』朝日新聞社。
- ウィーラマン トリー, C. G. (浦田賢治 編訳)〔2005〕『国際法から見たイラク戦争——ウィーラマン トリー元判事の証言』勁草書房 (WEERAMANTRY, C. G.〔2003〕*Armageddon or Brave New World ? : Reflections on the Hostilities in Iraq.*)
- WALT, M. Stephen〔2005〕, *Taming American Power: The Global Response to U. S. Primacy*, W. W. Norton Company, Inc.
- 江田憲司〔2004〕『小泉政治の正体』PHP研究所。
- 大嶽秀夫〔2006〕『小泉純一郎ポピュリズムの研究——その戦略と手法』東洋経済。
- カルダー, ケント, E. (武井楊一訳)〔2008〕『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』日本経済新聞出版社 (CALDER, Kent, E.〔2007〕*Embattled Garrisons: Comparative Base Politics and American Globalism.*)
- 川端清隆〔2007〕『イラク危機はなぜ防げなかったのか——国連外交の六百日』岩波書店。
- 河辺一郎〔2006〕『日本の外交は国民に何を隠しているのか』集英社新書。
- 菅英輝〔編著〕〔2008〕『アメリカの戦争と世界秩序』法政大学出版局。
- 斉藤直樹〔2004〕『イラク戦争と世界』現代図書。
- 信田智人〔2006〕『冷戦後の日本外交』ミネルヴァ

- 書房.
——〔2007〕『日米同盟というリアリズム』千倉書房.
- 清水真人〔2009〕『首相の蹉跌——ポスト小泉 権力の黄昏』日本経済新聞出版社.
- 春原剛〔2007〕『同盟変貌——日米一体化の光と影』日本経済新聞出版社.
- DAALDER, Ivo, H. and LINDSAY, James, M.〔2003〕*America Unbound: The Bush Revolution in Foreign Policy*, Brookings Institution Press.
- 立花隆〔2004〕『イラク戦争・日本の運命・小泉の運命』講談社.
- 田中均〔2009〕『外交の力』日本経済新聞出版社.
- チョムスキー, ノーム (岡崎玲子訳)〔2008〕『すばらしきアメリカ帝国』集英社 (CHOMSKY, Noam and BARSAMIAN, David〔2005〕*Imperial Ambition: Conversation on the Post-9/11 World*).
- 野崎久和〔2006〕『ブッシュのイラク戦争とは何だったのか——大義も正当性もない戦争の背景とコスト・ベネフィット』梓出版社.
- 〔2009〕「日本のイラク戦争支持の問題点 (1)」, 『北海学園大学経済論集』第 56 巻, 第 4 号, 3 月.
- 船橋洋一〔2007〕『日本孤立』岩波書房.
- 前田哲男〔2009〕『「従属」から「自立」へ 日米安保を変える』高文研.
- 孫崎亨〔2009〕『日米同盟の正体——迷走する安全保障』講談社現代新書.
- マコーマック, ガバン (新田準訳)〔2008〕『属国——米国の抱擁とアジアでの孤立』凱風社 (McCORMACK, Gavan〔2007〕*Client State*).
- 宮里政玄・新崎盛暉・我部政明〔編著〕〔2009〕『沖縄「自立」への道を求めて——基地・経済・自治の視点から』高文研.
- 宮田律〔2004〕『イラクと日本』集英社新書.
- 武藤一羊〔2006〕『アメリカ帝国と戦後日本国家の解体——新日米同盟への抵抗線』社会評論社.
- 村田晃嗣〔2008〕「冷戦後, 9.11 以後の日本とアメリカ」(五百旗頭真〔編〕〔2008〕).
- 山内昌之〔2004〕『歴史の中のイラク戦争——外交と国際協力』NTT 出版.
- 読売新聞社政治部〔2006〕『外交を喧嘩にした男——小泉外交 2000 日の真実』新潮社.
- ラモ, ジョシュア C. (田村義延訳)〔2009〕『不連続変化の時代——想定外危機への適応戦略』講談社インターナショナル (RAMO, Joshua C.〔2009〕*The Age of the Unthinkable: Why the New World Disorder Constantly Surprises us and What we can do about it*).
- 渡邊啓貴〔2008〕『米欧同盟の協調と対立——21 世紀国際社会の構造』有斐閣.